

○国東市体育施設条例

平成18年3月31日

条例第114号

(設置)

第1条 市民の体育、レクリエーション等のための場を与え、市民の健康増進を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 別表第1に掲げる体育施設(附属する設備、器具等を含む。以下「体育施設」という。)は、国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 体育施設に事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(利用の範囲)

第5条 体育施設を利用できる者は、原則として本市の市民でその利用が第1条に規定する目的に沿うものとする。

(利用の許可)

第6条 体育施設の施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 教育委員会は、体育施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物及び備付けの物件等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用させることが不適當と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第9条 利用者は、体育施設を利用するに当たり、特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号いずれかに該当するとき、又は体育施設

の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益上又は体育施設の運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第7条第1号又は第2号の規定に該当すると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者が受けた損失については、市は、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第2に定める使用料を原則として前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の定めにかかわらず、地方公共団体が利用するとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 雨天又は事務等の事情により体育施設を利用できないときは、使用料を還付するものとする。ただし、利用者が利用の変更又は利用の中止を事前に管理者に報告しないときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、速やかに当該体育施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 体育施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設又はその一部の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の場合においては、第6条から第7条までの規定及び第10条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは、「市及び指定管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平19条例26・追加)

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の維持管理及び修繕に関する業務

- (3) 体育施設の利用の受付及び案内に関する業務
  - (4) 体育施設の利用の促進に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務
- (平19条例26・追加)

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 体育施設の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(平19条例26・追加)

(利用料金)

第19条 体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、第11条の規定による使用料に代えて、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を原則として前納しなければならない。

- 2 指定管理者は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平19条例26・追加)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平19条例26・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国見町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和58年国見町条例第4号)、国東町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和53年国東町条例第2号)、国東町ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例(昭和56年国東町条例第4号)、国東町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例(昭和57年国東町条例第19号)、武蔵町営グ

ラウンドの設置及び管理に関する条例(昭和49年武蔵町条例第41号)、武蔵町営グラウンド夜間照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年武蔵町条例第6号)、武蔵町営弓道場の設置及び管理に関する条例(平成2年武蔵町条例第4号)、安岐町民柔剣道場の設置及び管理に関する条例(昭和51年安岐町条例第10号)、安岐町総合運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和61年安岐町条例第16号)又は安岐町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例(平成5年安岐町条例第16号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 前項の規定により、施行日の前日までの利用許可に係る合併前の条例の規定による使用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第254号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日条例第266号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月9日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第18号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第38号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日条例第7号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月1日条例第1号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第1条中国東市ケーブルテレビ施設条例第16条第3項の改正規定、第2条中国東市梅園の里条例別表の改正規定のうち本館宿泊料及びロッジ宿泊料に係る部分、第10条中国東市保健福祉センター条例別表の改正規定のうち回数券に係る部分、第14条の規定、第15条の規定、第21条から第23条までの規定、第24条中国東市立国東自動車学校条例第4条の改正規定、同条例第6条の改正規定、同条例第7条第2項の改正規定、同条例第9条第3項の改正規定及び同条例別表の改正規定、第25条、第26条の規定並びに第27条中国東市温泉宿泊施設の設置及び管理条例別表の改正規定のうち宿泊に係る部分を除く。)による改正後の使用料等の規定は、施行日以後の使用に係る使用料等について適用し、同日前の使用に対する使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月1日条例第3号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第9号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月24日条例第44号)  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月30日条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(平18条例254・平20条例36・平22条例8・平23条例7・平23条例18・平29条例7・令元条例3・令2条例9・令2条例44・令4条例22・一部改正)

| 名称        | 位置             |
|-----------|----------------|
| 国見野球場     | 国東市国見町伊美4095番地 |
| 国見陸上競技場   | 国東市国見町伊美4095番地 |
| 国見テニスコート  | 国東市国見町伊美4095番地 |
| 国見パークゴルフ場 | 国東市国見町伊美4095番地 |
| 国東野球場     | 国東市国東町浜崎2513番地 |
| 国東陸上競技場   | 国東市国東町浜崎2513番地 |
| 国東テニスコート  | 国東市国東町浜崎2513番地 |

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 国東体育館         | 国東市国東町浜崎2513番地  |
| 国東ゲートボール場     | 国東市国東町治郎丸216番地  |
| 国東柔剣道場        | 国東市国東町安国寺623番地2 |
| 武蔵多目的グラウンド    | 国東市武蔵町内田900番地   |
| 武蔵野球場         | 国東市武蔵町麻田251番地   |
| 武蔵体力づくり広場     | 国東市武蔵町古市829番地   |
| 武蔵弓道場         | 国東市武蔵町内田940番地   |
| 向陽台多目的広場      | 国東市武蔵町向陽台1番地1   |
| 安岐野球場         | 国東市安岐町下原896番地   |
| 安岐テニスコート      | 国東市安岐町下原896番地   |
| 安岐体育館         | 国東市安岐町下原710番地1  |
| 安岐コミュニティ広場    | 国東市安岐町中園437番地   |
| 安岐多目的グラウンド    | 国東市安岐町瀬戸田1300番地 |
| 来浦体育館         | 国東市国東町来浦2438番地  |
| 国東ウエイトリフティング場 | 国東市国東町安国寺623番地2 |
| 安岐ゲートボール場     | 国東市安岐町下山口38番地1  |

別表第2(第11条関係)

(平18条例254・平18条例266・平20条例36・平22条例8・平23条例7・平23条例18・平25条例38・平28条例15・平29条例7・平31条例8・令元条例1・令元条例3・令2条例9・令2条例44・令4条例22・一部改正)

1 野球場

(1) 施設使用料

| 名称    | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
|-------|-------------|----------|
| 国見野球場 | 420円        | 100円     |
| 国東野球場 |             |          |
| 武蔵野球場 |             |          |
| 安岐野球場 |             |          |

(2) 照明使用料

| 名称    | 野球用照明<br>(1時間当たり) | ソフト用照明<br>(1時間当たり) | 利用期間       |
|-------|-------------------|--------------------|------------|
| 国見野球場 | 3,140円            | 1,570円             | 4月から10月末まで |
| 国東野球場 | 1,570円            | 1,570円             | 4月から10月末まで |
| 武蔵野球場 | 1,570円            | 1,570円             | 通年         |
| 安岐野球場 | 3,140円            | 1,570円             | 4月から10月末まで |

2 多目的グラウンド

(1) 施設使用料

| 名称         | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
|------------|-------------|----------|
| 国見陸上競技場    | 310円        | 100円     |
| 国東陸上競技場    |             |          |
| 武蔵多目的グラウンド |             |          |
| 安岐多目的グラウンド |             |          |

(2) 照明使用料

| 名称         | 1時間当たり | 利用期間       |
|------------|--------|------------|
| 国見陸上競技場    | 無料     | 通年         |
| 国東陸上競技場    | 1,570円 | 4月から10月末まで |
| 武蔵多目的グラウンド | 1,570円 | 4月から10月末まで |
| 安岐多目的グラウンド | 1,570円 | 通年         |

3 テニスコート

(1) 施設使用料(1面当たり)

| 名称       | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
|----------|-------------|----------|
| 国見テニスコート | 210円        | 100円     |
| 国東テニスコート |             |          |
| 安岐テニスコート |             |          |

(2) 照明使用料

| 名称       | 1時間当たり |
|----------|--------|
| 国見テニスコート | 310円   |
| 安岐テニスコート |        |

4 ゲートボール場

| 名称        | 施設使用料 |
|-----------|-------|
| 国東ゲートボール場 | 無料    |
| 安岐ゲートボール場 |       |

5 体育館

(1) 施設使用料

| 名称    | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
|-------|-------------|----------|
| 国東体育館 | 310円        | 100円     |
| 安岐体育館 |             |          |
| 来浦体育館 |             |          |

(2) 照明使用料

| 名称    | 1時間当たり |
|-------|--------|
| 国東体育館 | 310円   |

|       |  |
|-------|--|
| 安岐体育館 |  |
| 来浦体育館 |  |

## 6 柔剣道場・弓道場

| 名称     | 施設使用料       |          |
|--------|-------------|----------|
|        | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
| 国東柔剣道場 | 310円        | 100円     |
| 武蔵弓道場  |             |          |

## 7 各種運動広場等

### (1) 施設使用料

| 名称                            | 施設使用料 |
|-------------------------------|-------|
| 武蔵体力づくり広場、向陽台多目的広場、安岐コミュニティ広場 | 無料    |

### (2) 照明使用料

| 名称         | 1時間当たり |
|------------|--------|
| 武蔵体力づくり広場  | 100円   |
| 安岐コミュニティ広場 | 100円   |

## 8 パークゴルフ場

| 名称        | 施設使用料      | 用具使用料 | 再プレー追加 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 国見パークゴルフ場 | 高校生以上 310円 | 210円  | 310円   |
|           | 中学生以下 210円 | 100円  | 210円   |

## 9 ウエイトリフティング場

| 名称            | 基本料金(1時間まで) | 以後1時間当たり |
|---------------|-------------|----------|
| 国東ウエイトリフティング場 | 310円        | 100円     |

### 備考

- 1 利用時間に1時間以下の端数があるときは、これを1時間の利用とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 上記の使用料は、消費税分を含む。
- 4 営利を目的として利用する場合の使用料は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。